

3. 地域別構想の基本的考え方

【地域別構想】

地域別構想は、全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するものです。

(1) 地域区分

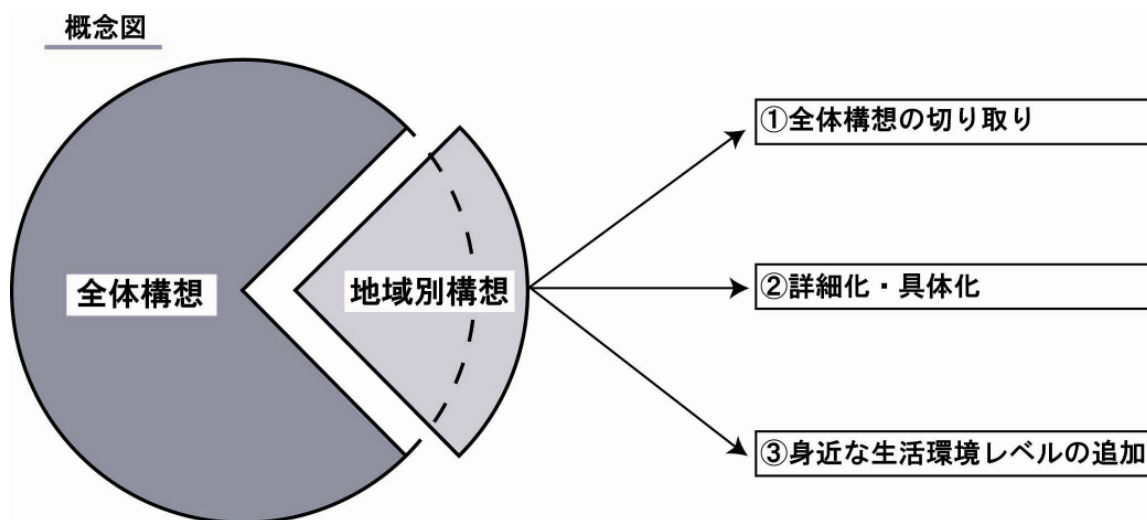
地域の区分は、旧市町村界を基本としており、各地域には古くからのコミュニティが形成されています。

(2) 地域別構想策定の考え方

地域別構想は、全体構想の内容をより詳細化するとともに、全体構想では検討されない身近な生活環境レベルの内容を盛り込んでいくものであり、以下の流れで行います。

- 地域別将来像
- 将来地域構造
- 土地利用の方針
- 環境等整備方針

を検討します。



(3) 地域別構想の役割

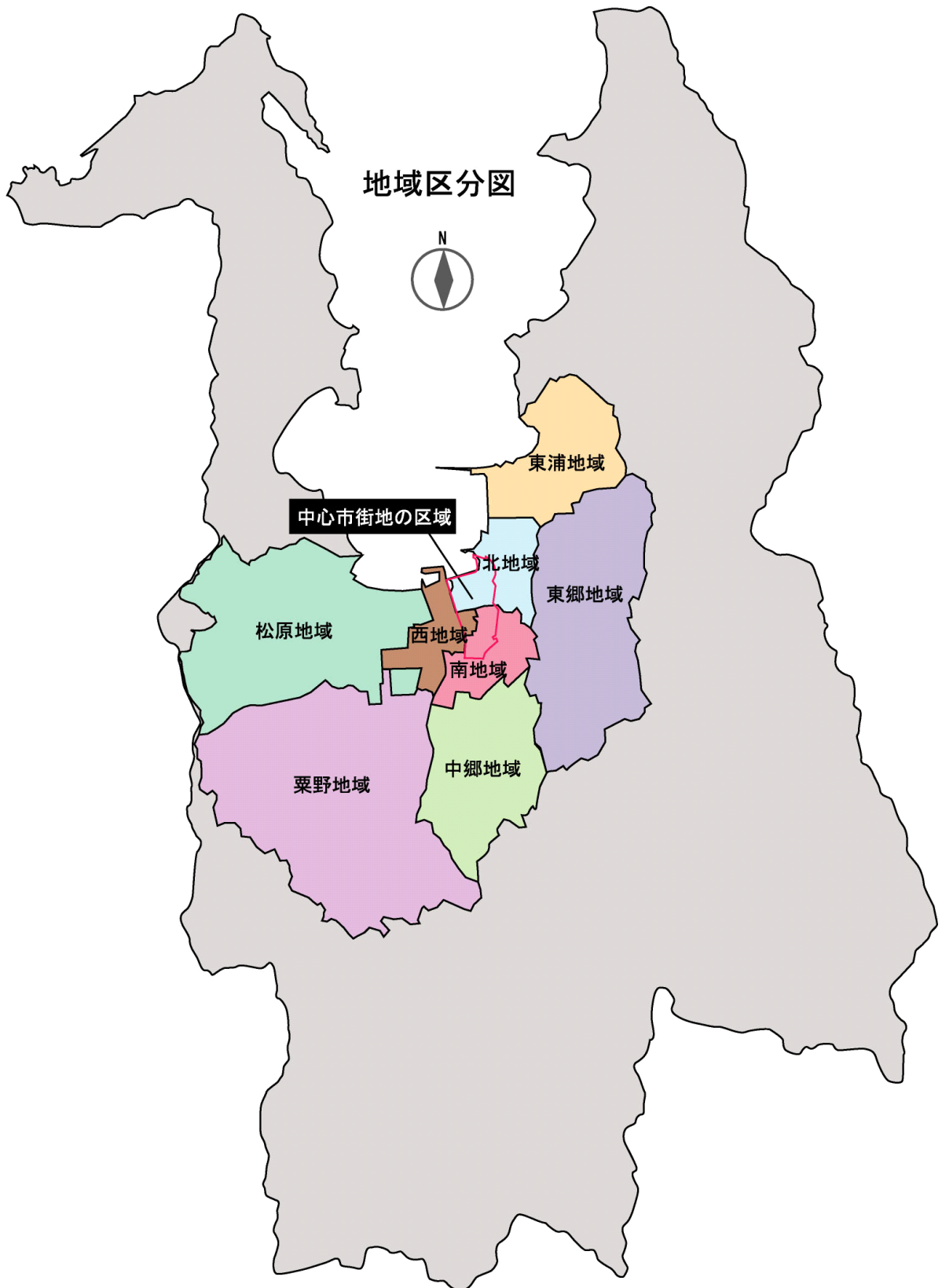
地域別構想は、2つの役割が期待されます。

- ①行政施策の地域別指針として、主に地域の都市基盤整備の基本的方針としての活用
- ②地域住民のまちづくり活動の基礎的な指針としての活用

都市計画マスタープランで策定された方針を実現するためには、地域住民と行政の協働作業が不可欠です。

行政は、地域住民のまちづくり活動に必要な情報を提供します。地域住民は、都市計画マスタープランに定められた方針等を踏まえ、積極的にまちづくり活動に参加することが必要です。

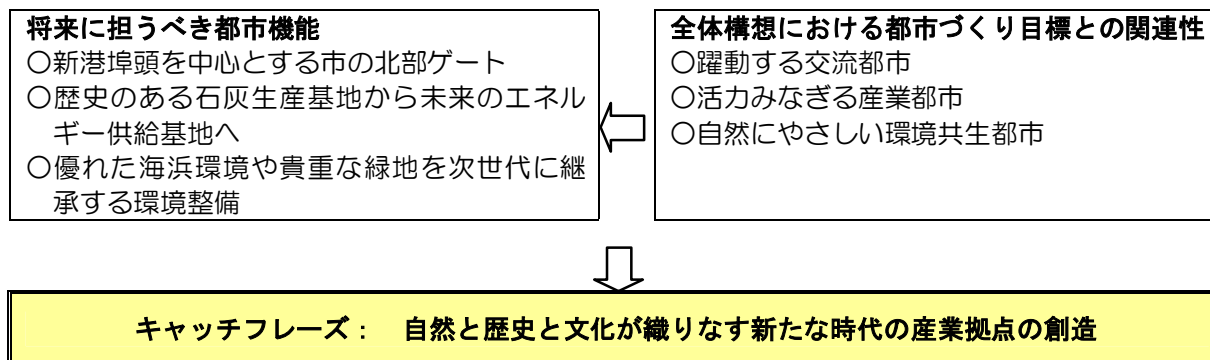
そのための出発点として、本構想の活用が考えられます。



4. 地域別構想

4-1 東浦地域

●地域別将来像



●将来地域構造

臨海工業エリア：

- ・臨海アメニティゾーンと既存の工業用地ゾーンを対象に、臨海地区の特性を活かし、地域の振興に結びつく拠点形成を進めるとともに、マリフロント景観に配慮したエリアを形成します。

流通・産業業務拠点エリア：

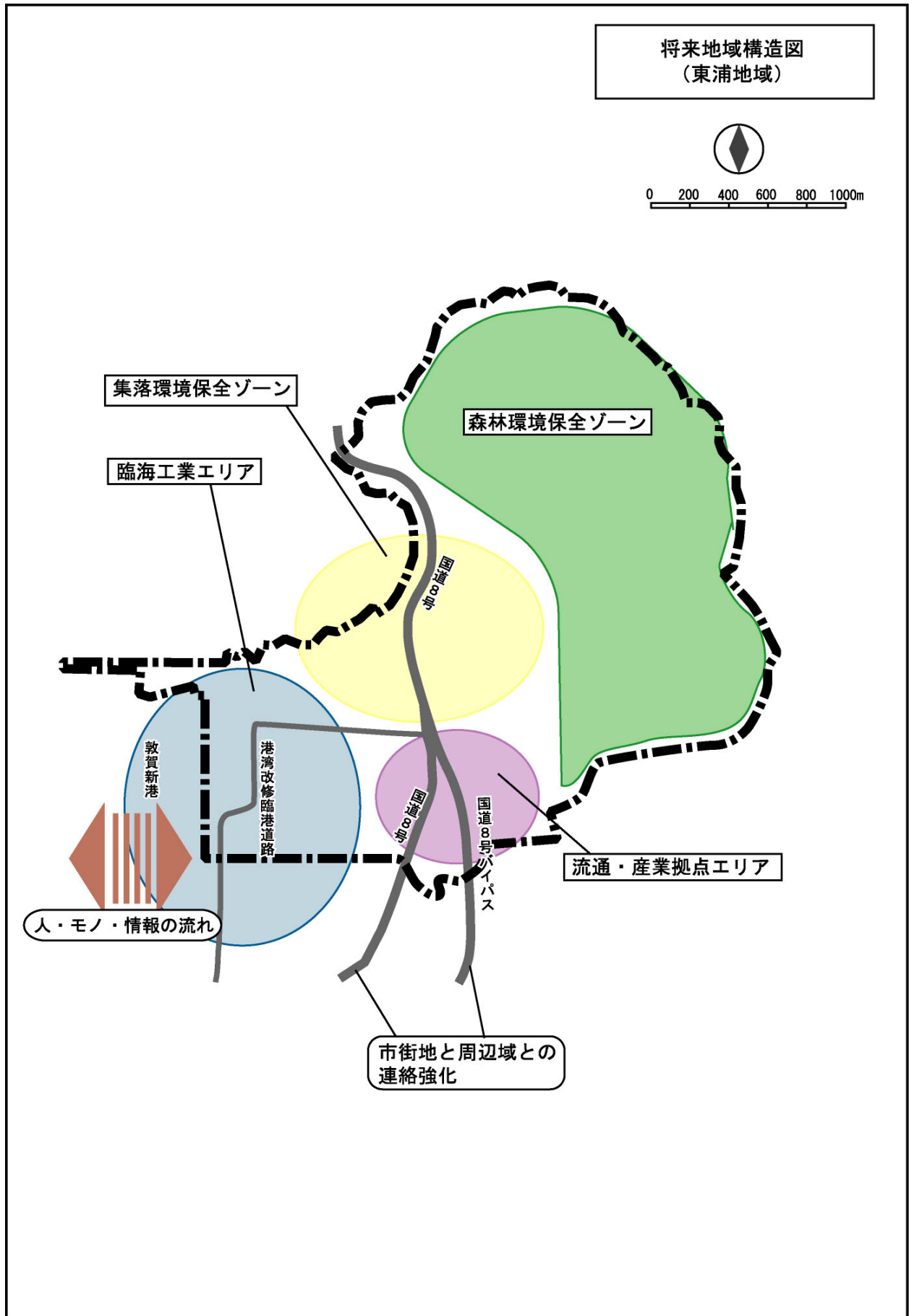
- ・敦賀新港及び国道8号から運ばれる物資を円滑に処理するため、既存の工業用地の整備を図ります。

集落環境保全ゾーン：

- ・敦賀市以北から訪れる来訪者の玄関口である赤崎地区を中心とした国道8号沿線の沿道整備を図ります。また、地域住民の生活環境の向上のため、公園・広場・下水道等を整備するとともに、周辺の森林や田園、海浜等自然環境に配慮した原風景の残るエリアを形成します。

森林環境保全ゾーン：

- ・国道8号東側に広がる森林環境の保全・育成に努めます。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

工業系土地利用：

- ・工場及び発電所は、周辺環境に配慮し臨海工業地とします。

〈非都市的土地利用〉

自然環境保全エリア：

- ・国道8号東側に見られる森林緑地の保全を図ります。

農地保全エリア：

- ・赤崎集落南部の農地保全に努めるとともに、耕作放棄地の活用を図ります。

集落地エリア：

- ・赤崎集落の生活基盤整備を進めるとともに、敦賀の北の玄関口として、海浜景観に配慮した土地利用を誘導します。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

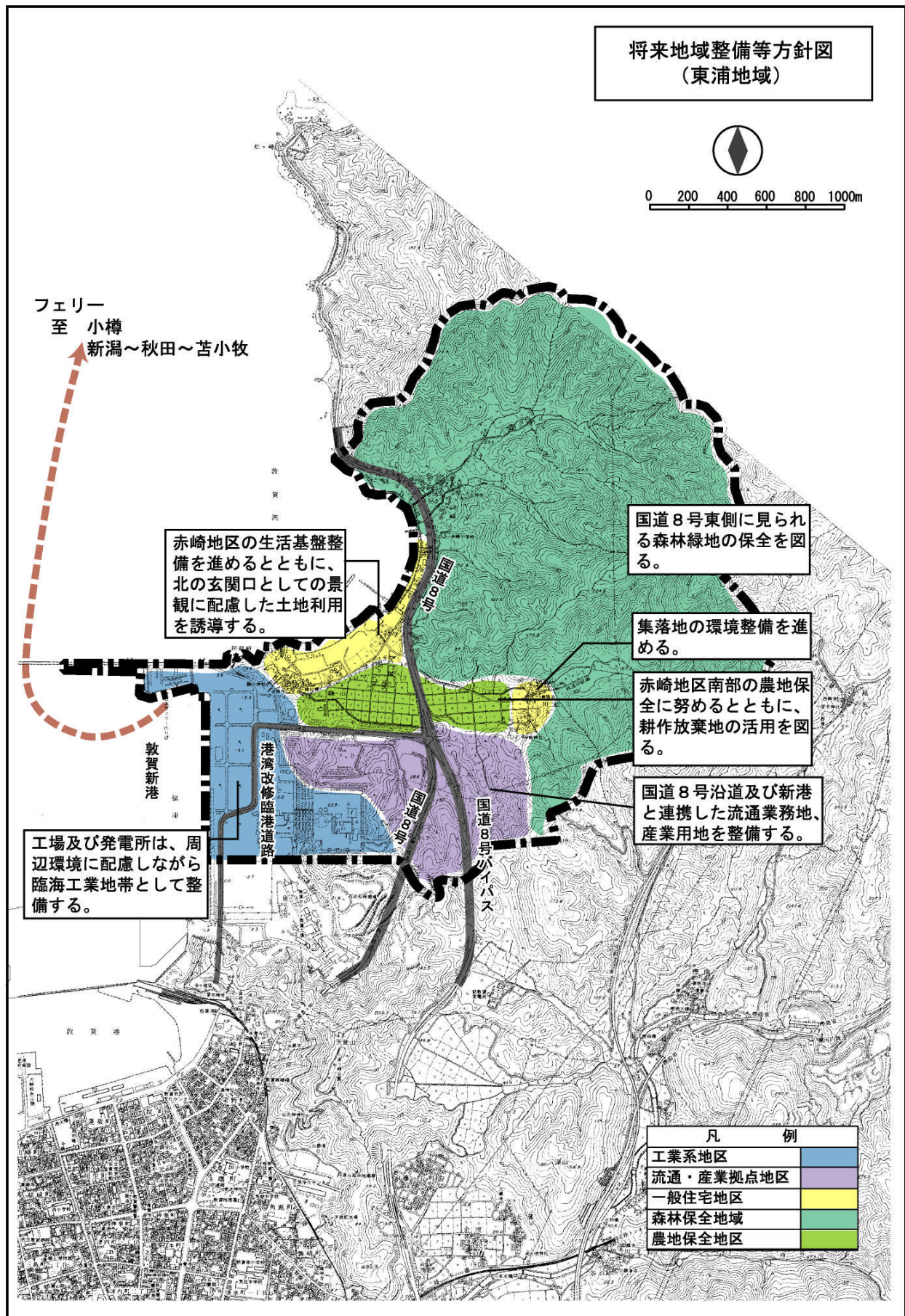
- 国道8号東側に見られる森林緑地の保全を図るとともに、赤崎地区等の海浜環境を活用します。

景観形成の方針

- 敦賀新港をはじめとした、ベイフロントの景観形成を図るとともに、赤崎地区等の海浜景観の保全に努めます。

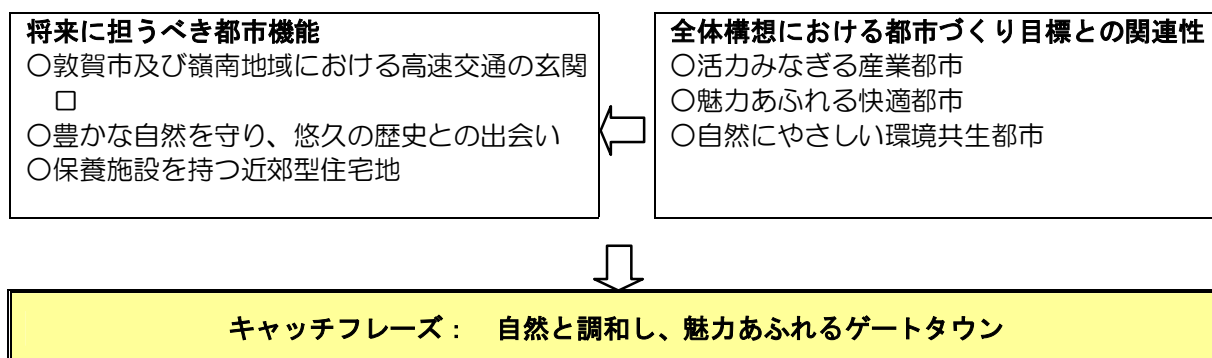
都市環境形成の方針

- 敦賀新港など臨海環境を保全し海の玄関口としてベイフロント空間を維持します。
- 新港背後地については、周辺環境に配慮しながら、臨海工業地として整備します。
- 赤崎地区等の原風景の残る海浜環境を維持、保全するため、環境美化に努めます。
- 赤崎集落南部の農地は、都市における貴重な生産緑地として位置づけ、その保全に努めます。
- 国道8号東側に形成される森林地域の保全・育成に努めます。



4-2 東郷地域

●地域別将来像



●将来地域構造

敦賀市東部の自動車アクセスゲートエリア：

- ・北陸自動車道敦賀インターチェンジ周辺の流通業務機能の拡充を進めます。
- ・高速交通における若狭地域へのゲートとなる地域であり、緑豊かな敦賀らしさを活かし、森への入り口を思わせるように高木による導入路の緑化などを進め、ゲートの景観形成を図ります。

快適住環境創出エリア：

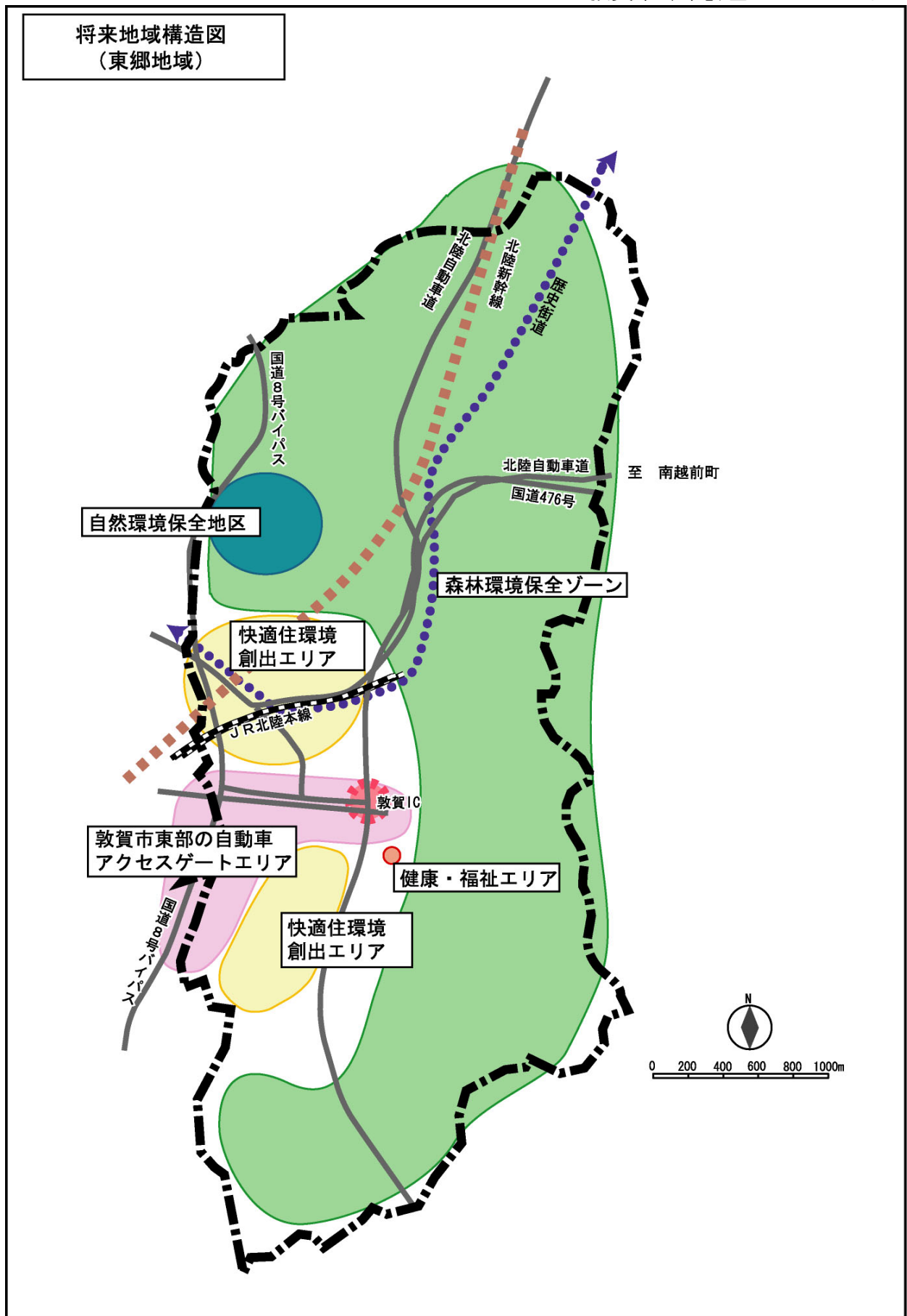
- ・泉ヶ丘、藤ヶ丘などの住宅地は、利便性と快適性が維持された居住環境の整備、充実を図ります。

健康・福祉エリア：

- ・敦賀市民健康増進施設をはじめとした保養施設の整備を進めます。

森林環境保全ゾーン：

- ・北陸自動車道東側を中心として見られる森林地帯は、全体構想において、環状緑地保全帯に位置づけられており、その環境の保全・育成を図ります。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

住居系土地利用：

- ・泉ヶ丘、藤ヶ丘などの住宅地は、利便性と快適性が維持された居住環境の整備、充実を図ります。

商業系土地利用：

- ・敦賀インターチェンジ周辺部は、自動車による敦賀市への玄関口であり、沿道景観に配慮しながら、流通・産業業務用地を整備します。

〈非都市的土地利用〉

自然環境保全エリア：

- ・北陸自動車道東部の森林緑地の保全を図るとともに、歴史街道等の資産を活かした、学習・散策空間とします。

農地保全エリア：

- ・既成市街地や住宅地に隣接して見られる一部農地は、都市の中の貴重な緑の空間として保全します。

集落地エリア：

- ・北陸自動車道東部山間に見られる集落地については、生活環境の整備、充実を進めます。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

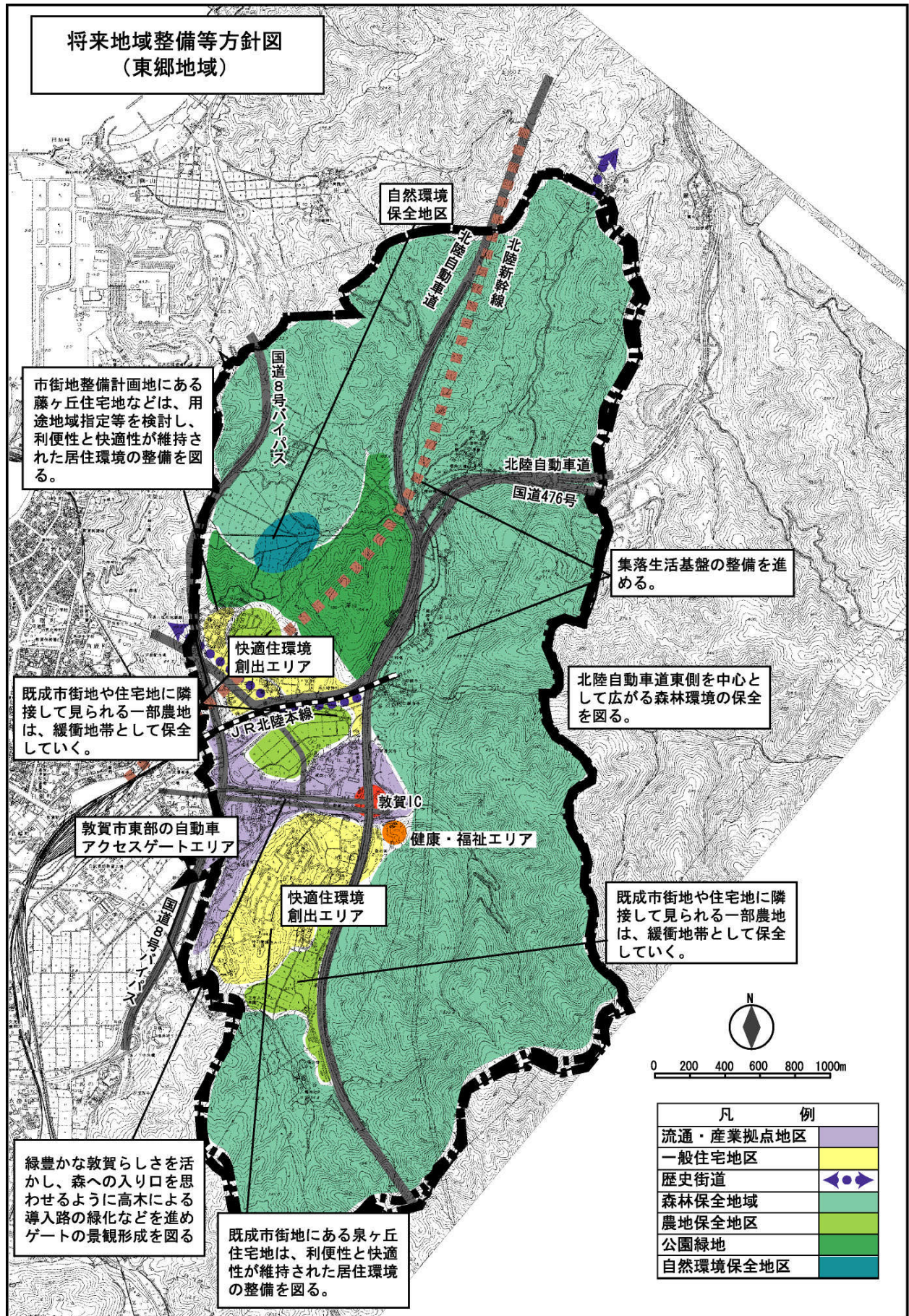
- 敦賀市の緑の骨格を形成する山裾緑地の保全を図ります。
- 一定のまとまりのある農地は、都市の貴重な緑空間であり、保全を図ります。

景観形成の方針

- 敦賀インターチェンジから敦賀駅、敦賀港へ至る軸は、都市の骨格を形成し、シンボルロードを形成するものであり、都市の顔としての景観形成に努めます。
- 木の芽川沿岸の河川空間の整備を進めるとともに、橋詰めの広場などの景観づくりに努め、都市のアメニティスポットを形成します。

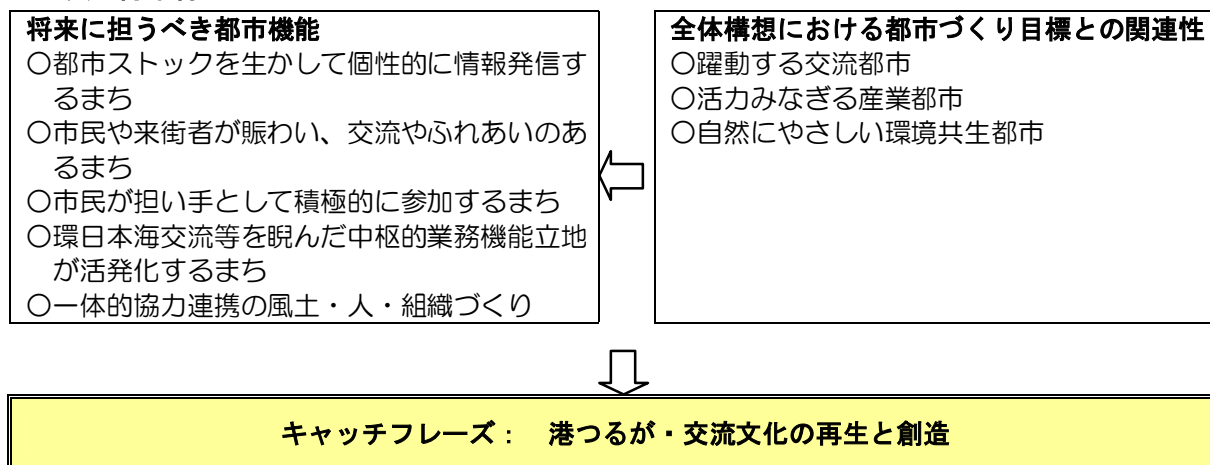
都市環境形成の方針

- 国道8号東側を中心として広がる森林環境の保全を図ります。
- 地域に残るまとまった農地については、優良農地の環境を維持・保全することにより、相対的な都市環境の維持に努めます。
- 木の芽川の水質の浄化を図るため、河川の水質浄化施設や配水環境の改善を図るなど、清流を復活させる対策を検討します。
- 木の芽川をはじめとした河川の堤防や河川敷の改修を行い、アメニティ性と安全性の高い環境づくりを促進します。また、中池見湿地に残る湿地植物等の環境保全・活用に努めます。
- 急傾斜地等危険箇所指定区域は、その対策となる事業や工事の実施を積極的に行います。



4-3 北地域

●地域別将来像



●将来地域構造

観光交流ゾーン：

- ・人・モノ・情報の集まる場所として敦賀本港周辺の再生と臨海環境を活かしたまちづくりを進めます。
- ・舟溜まりを中心とした新たな観光レクリエーション拠点を創出するとともに、飲食・娯楽施設等の整備充実により、商業活動の活性化を図ります。

歴史的街並み整備ゾーン：

- ・博物館等相生町周辺の歴史的まちなみの再整備や景観整備を進め、敦賀市の中心市街地の活性化を図ります。

気比神宮周辺アメニティゾーン：

- ・気比神宮門前の商業活性化を進める中で、人溜まりのできる賑わいのある市街地空間を整備します。

密集市街地の住宅改善と生活環境整備ゾーン：

- ・密集市街地の老朽住宅の更新や公園緑地などの整備を進め、安全で安心できるまちづくりに努めます。

快適住環境創出エリア：

- ・港まちの面影を大切にしたい快適な住宅地として整備します。

天筒浄化センターエリア：

- ・敦賀市の生活環境を保全していくため、天筒浄化センター及び周辺整備を検討します。

自然と文化が融合する緑地ゾーン：

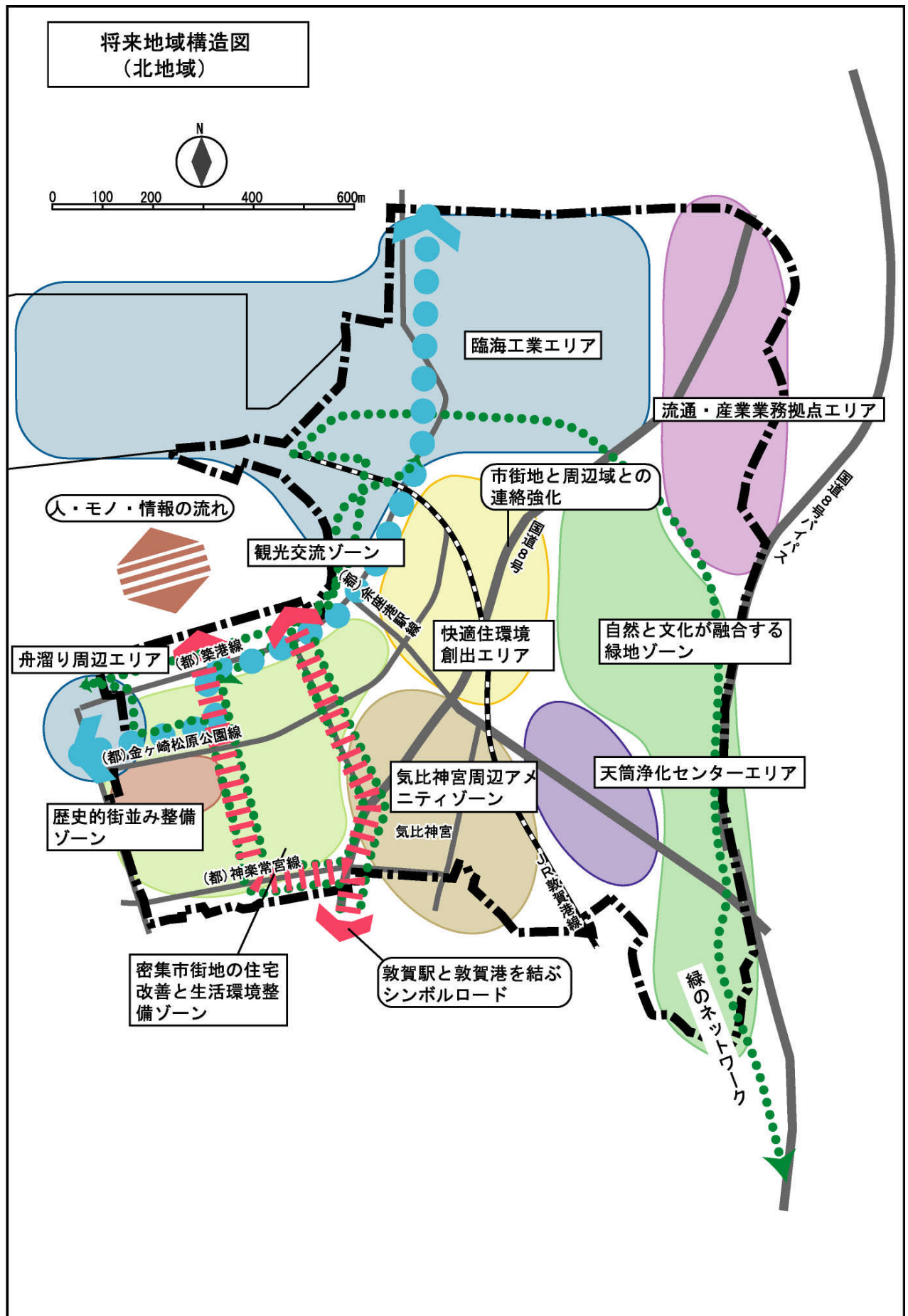
- ・金ヶ崎公園及び天筒山周辺から中池見湿地に通じる周辺部は、次世代に残すべき貴重な自然として位置づけるとともに、市民の憩いの空間として更なる充実を図ります。

臨海工業エリア：

- ・臨海アメニティゾーンと既存の工業用地ゾーンを対象に、臨海地区の特性を活かし、地域の振興に結びつく拠点形成を進めるとともに、マリフロント景観に配慮したエリアを形成します。

流通・産業業務拠点エリア：

- ・敦賀新港及び国道8号から運ばれる物資を円滑に処理するため、既存の工業用地の整備を図ります。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

住居系土地利用：

- ・コンパクトな都市づくりを目指し、中心市街地では、誰もが住みやすい、歩いて暮らすことの出来る基盤整備により、まちなか定住の促進を図るとともに、市民主体によるルールづくり等を検討し、より良い居住環境づくりに努めます。
- ・快適な居住環境が維持できるように、敦賀本港周辺など工業系土地利用地区との隔離を図ります。
- ・密集市街地における住宅環境の改善に努め、安全で安心できる居住環境の形成に努めます。

工業・業務系土地利用：

- ・敦賀本港周辺は、居住環境に配慮しながら、港湾拠点地区としての整備を進めるとともに、世界に開かれた交流都市拠点の形成に努めます。

商業系土地利用：

- ・シンボルロード沿道や歴史的商家のまちなみが残る相生町周辺は、中心市街地活性化基本計画に基づき、市民と行政が協働し、魅力的でにぎわいのある商業地の形成を図ります。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

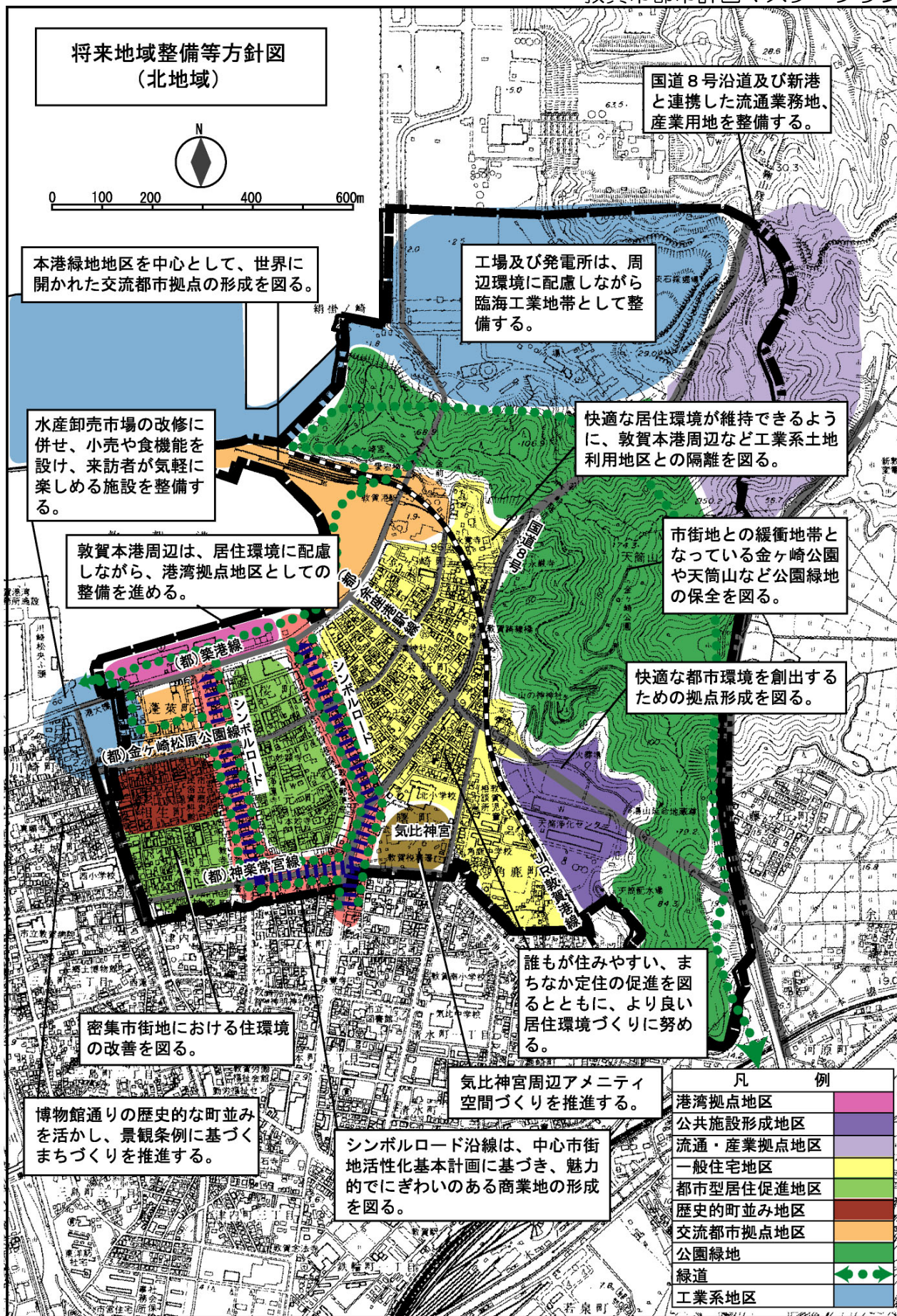
- 本港緑地地区を中心として、世界に開かれた交流都市拠点の形成を図ります。また緑豊かな都市づくりを目指し、シンボルロード沿線を緑で覆われた街路樹等でネットワークし、市民にうるおいとやすらぎを提供します。
- 密集市街地の不慮の災害に対応し、避難地としても活用できる防災機能を備えた公園緑地整備に努めます。
- 国道8号中央分離帯の緑地公園化、散策路化を進めます。
- 地区計画、緑地協定などの活用により、民有地空間の緑化を進め、緑豊かな市街地を形成します。
- 気比神宮周辺の商業活性化とあわせて、ポケットパークなど、都市のうるおいの空間づくりに努めます。
- 本港緑地地区を中心として、世界に開かれた交流都市拠点の形成を図ります。

景観形成の方針

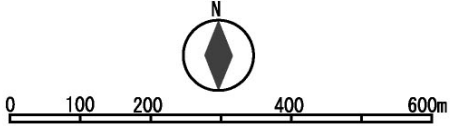
- 港を中心とした港湾部は、臨海地区の特性とロケーションを活かした景観整備を促進します。
- シンボルロード沿線については、官民協働による賑わいのある空間づくりを図ります。
- 博物館通りの歴史的な町並みを活かし、景観条例に基づき市民や来訪者にうるおいのある空間を創出します。
- 市街地に残る運河や舟溜まり周辺を景観条例に基づき、観光交流の賑わいの空間として創出します。
- 市街地との緩衝地帯となっている金ヶ崎公園や天筒山など、市街地の輪郭を形成する貴重な緑を保全します。

都市環境形成の方針

- 都市の防災性向上及び空洞化対策のモデルとして、高齢者福祉住宅及び若者回帰促進住宅等の整備を促進します。
- 天筒浄化センターを中心に快適な都市環境を創出するための拠点を形成します。
- 密集市街地を対象に、空き地や空家の効率的な活用を行います。



将来地域整備等方針図
(北地域)



国道8号沿道及び新港と連携した流通業務地、産業用地を整備する。

本港緑地地区を中心として、世界に開かれた交流都市拠点の形成を図る。

工場及び発電所は、周辺環境に配慮しながら臨海工業地帯として整備する。

水産卸売市場の改修に併せ、小売や食機能を設け、来訪者が気軽に楽しめる施設を整備する。

快適な居住環境が維持できるように、敦賀本港周辺など工業系土地利用地区との隔離を図る。

敦賀本港周辺は、居住環境に配慮しながら、港湾拠点地区としての整備を進める。

市街地との緩衝地帯となっている金ヶ崎公園や天筒山など公園緑地の保全を図る。

快適な都市環境を創出するための拠点形成を図る。

密集市街地における住環境の改善を図る。

誰もが住みやすい、まちなか定住の促進を図るとともに、より良い居住環境づくりに努める。

博物館通りの歴史的な町並みを活かし、景観条例に基づくまちづくりを推進する。

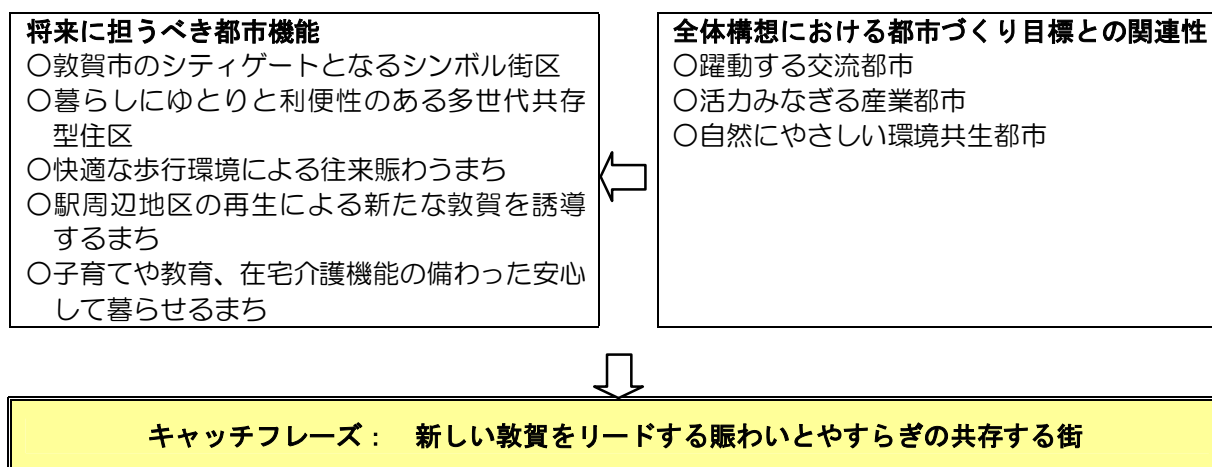
気比神宮周辺アメニティ空間づくりを推進する。

シンボルロード沿線は、中心市街地活性化基本計画に基づき、魅力的でにぎわいのある商業地の形成を図る。

凡	例
港湾拠点地区	
公共施設形成地区	
流通・産業拠点地区	
一般住宅地区	
都市型居住促進地区	
歴史的町並み地区	
交流都市拠点地区	
公園緑地	
緑道	
工業系地区	

4-4 南地域

●地域別将来像



●将来地域構造

駅周辺ゾーン：

- ・ 駅周辺を都市づくりの拠点として位置づけ、駅舎改築をはじめとした再開発事業等による複合開発事業により、まちの玄関口として交流都市拠点を形成します。
- ・ 駅周辺の新市街地化については、駅を中心とした新たな複合型市街地形成を図ります。

都心機能集積ゾーン：

- ・ 敦賀駅と国道8号空間整備ゾーンは、敦賀本港をつなぐ中間ゾーンであり、業務機能、都市型観光機能等都市機能の集積を図ります。

シビックコア：

- ・ 公共整備の集積拠点として、緑地、広場の整備等、快適な環境づくりに努めます。

国道8号空間整備ゾーン：

- ・ 国道8号の一部区間において、路上駐車場の利用規制等により、創出された空間を有効利用して地域の活性化、官民協働による賑わいのある空間づくりを図ります。

多世代居住型住宅整備ゾーン：

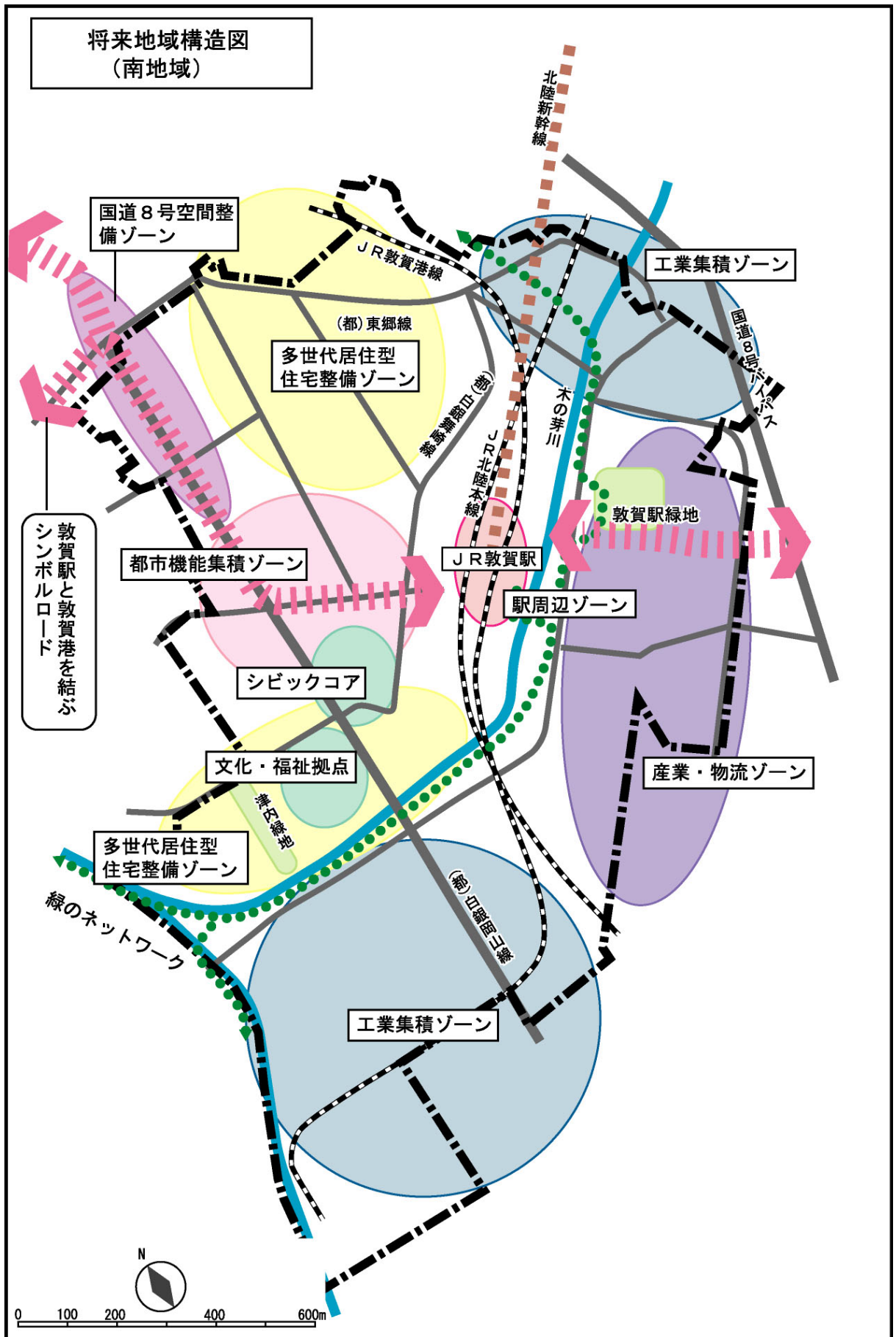
- ・ 老朽化した市営住宅の建て替えに際し、若者回帰促進住宅と高齢者福祉住宅の整備を図り、介護支援等の複合機能に配慮した住宅を整備します。また、周辺には優良賃貸住宅等民間の参入も考慮した住宅地を整備します。

文化・福祉拠点：

- ・ プラザ萬象や図書館等文化・福祉施設が多く立地する街区を文化・福祉拠点として整備します。

工業集積ゾーン：

- ・ 大規模工場が集積するゾーンであり、周辺環境に配慮しながら、工業集積ゾーンを形成します。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

住居系土地利用：

- ・コンパクトな都市づくりを目指し、中心市街地では、誰もが住みやすい、歩いて暮らすことができる基盤整備により、まちなか定住の促進を図るとともに、市民主体によるルールづくり等を検討し、より良い居住環境づくりに努めます。
- ・既成市街地が形成される駅西地区は、工業系土地利用との混在を解消するとともに、公園緑地を整備しながら、快適な都心型居住環境の整備や多世代居住型住宅の整備、防災機能の向上などによる安全で安心のできる住環境の整備を進めます。

工業系土地利用：

- ・木の芽川南側に広がる工業系土地利用地区は、周辺の居住環境に配慮しながら、土地利用の促進を図ります。

商業系土地利用：

- ・既成市街地および駅周辺の商業系土地利用地区は、都心型商業地の配置を念頭におき、情報基盤や交流機能の充実、商業サービス業務機能の集積による賑わいのある中心市街地を形成します。

産業・物流系土地利用：

- ・駅周辺地区は北陸新幹線も考慮し、バイパスに近接したロケーションを活かして、産業・物流系の土地利用に誘導します。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

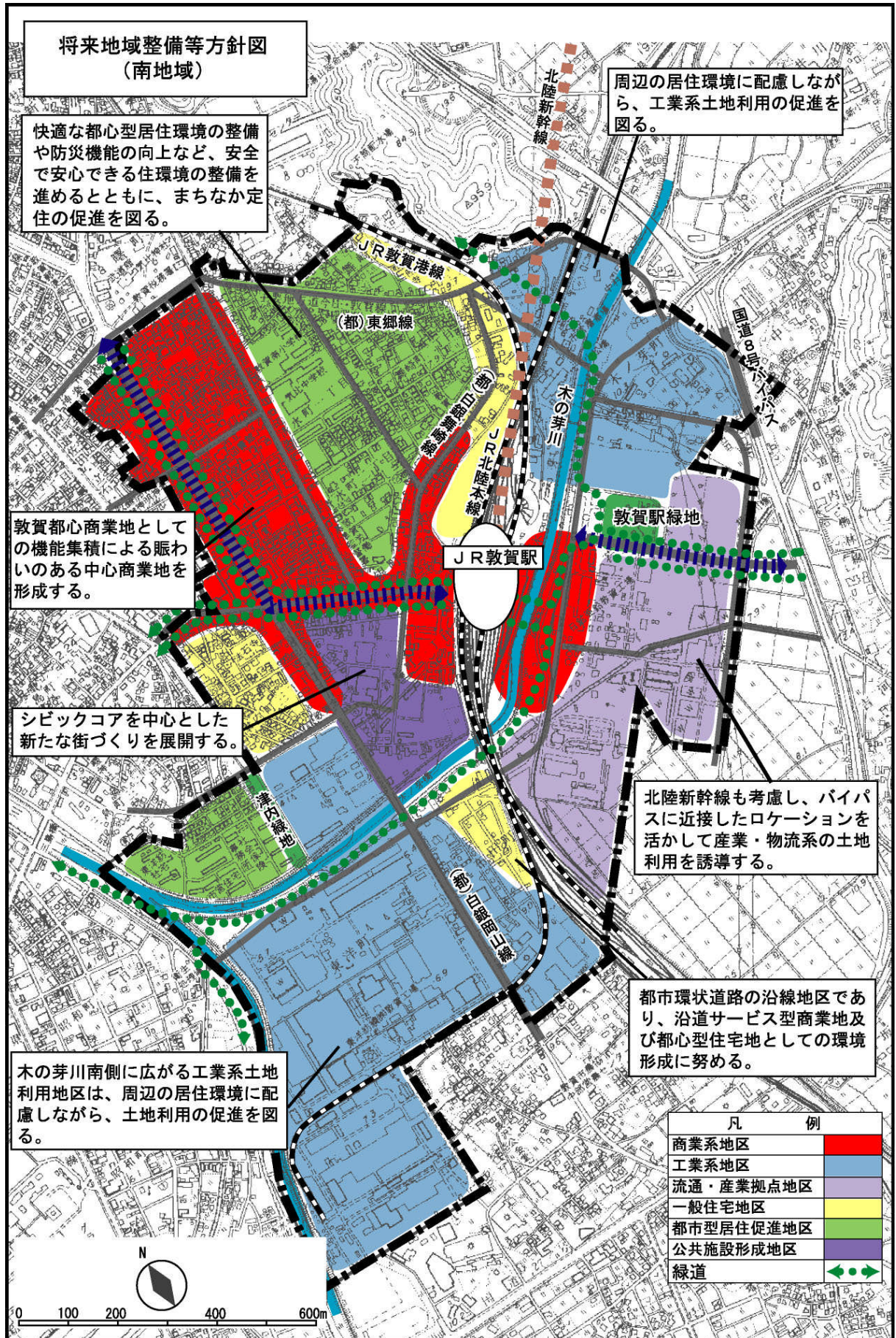
- 緑豊かな都市づくりを目指し、シンボルロード沿線を緑で覆われた街路樹等でネットワークし、市民にうるおいとやすらぎを提供します。
- 緑地や河川などを整備し、都市における緑のネットワークを形成します。
- 市街地内に残る農地に対しては、生産緑地指定などを行うことで、市民菜園など都市のうるおいの空間として活用します。
- 地区計画、緑地協定などの活用により、民有空間の緑化を進め、緑豊かな市街地を形成します。
- 新規に敦賀駅背後の緑地整備を図ります。

景観形成の方針

- 敦賀駅周辺地区については、都市の玄関口にふさわしい景観づくりを進めるため、新たな事業展開とあわせて、夜間の景観形成をも考慮したまちづくりを進めます。
- シンボルロードの沿線などに街角スポット的な緑地空間を整備し、休憩などの施設整備により、街並みにうるおいを創出します。
- シンボルロード沿線については、官民協働による賑わいのある空間づくりを図ります。

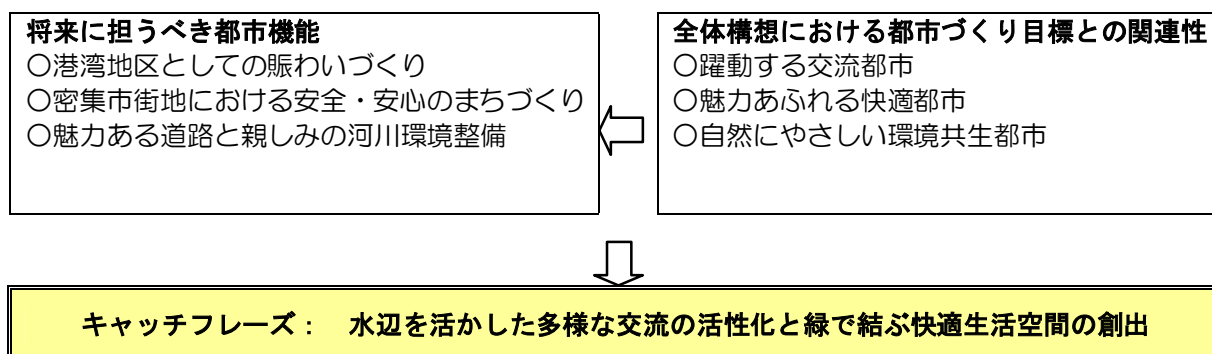
都市環境形成の方針

- 敦賀駅前地区については、駅周辺の潜在的用地に対して再開発事業等の手法を活用することで、情報通信機能、観光案内機能、宿泊機能などの複合機能を充実させ、玄関口にふさわしいシンボル街区を形成します。
- 駅周辺については新幹線整備計画の具体化を契機として、駅周辺の新たな都市拠点を形成します。
- 密集市街地を対象に、車社会に対応した駐車場を整備するとともに空き地や空家の効率的な活用を行います。



4-5 西地域

●地域別将来像



●将来地域構造

臨海工業エリア：

- ・港湾機能を活用し、地域の振興に結びつく拠点形成を進めます。

観光交流ゾーン：

- ・緑地を中心としたレクリエーション拠点の創出を図ります。

防災まちづくりゾーン：

- ・市街地の中でも、老朽木造住宅の密集した地区であり、特に防災面での対応が必要な地区となっています。防災道路、公園の整備をはじめ、共同建て替えなどを積極的に進め、災害に強いまちづくりを推進します。

快適住環境創出エリア：

- ・笙の川の河川空間とのアクセス性や、緑空間のネットワークなど身近な環境づくりを進めます。

市役所周辺ゾーン：

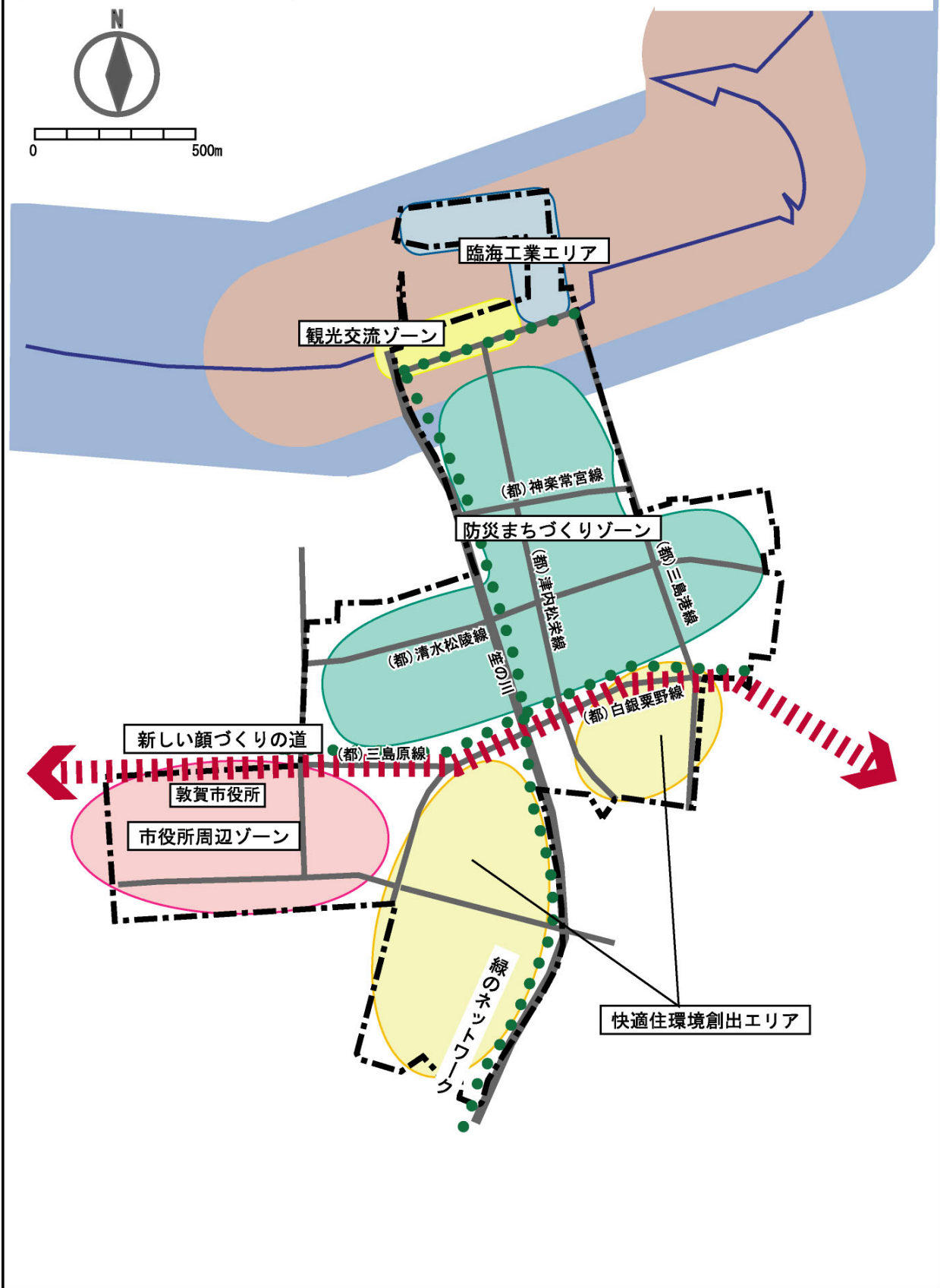
- ・市役所を中心とした防災拠点としての整備充実と同時に、土地の高度利用の推進を図ることで、公園緑地など身近な環境整備に努めます。

新しい顔づくりの道：

- ・市役所前通りを「新しい顔づくりの道」として位置づけ、道路緑化の推進を図ります。

将来地域構造図
(西地域)

港湾地区は、全体構想において
臨海環境整備地区及び港湾拠点地
区として位置づけられている。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

住居系土地利用：

- ・コンパクトな都市づくりを目指し、中心市街地では、誰もが住みやすい、歩いて暮らすことの出来る基盤整備により、まちなか定住の促進を図るとともに、市民主体によるルールづくり等を検討し、より良い居住環境づくりに努めます。
- ・緑化推進、河川等とのアクセス・ネットワークの整備により、快適な生活環境形成を図ります。

商業系土地利用：

- ・ウォーターフロントの魅力を活かした、賑わいの創出を図ります。
- ・「新しい顔づくりの道」として市役所前通りの道路緑化の推進を図ります。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

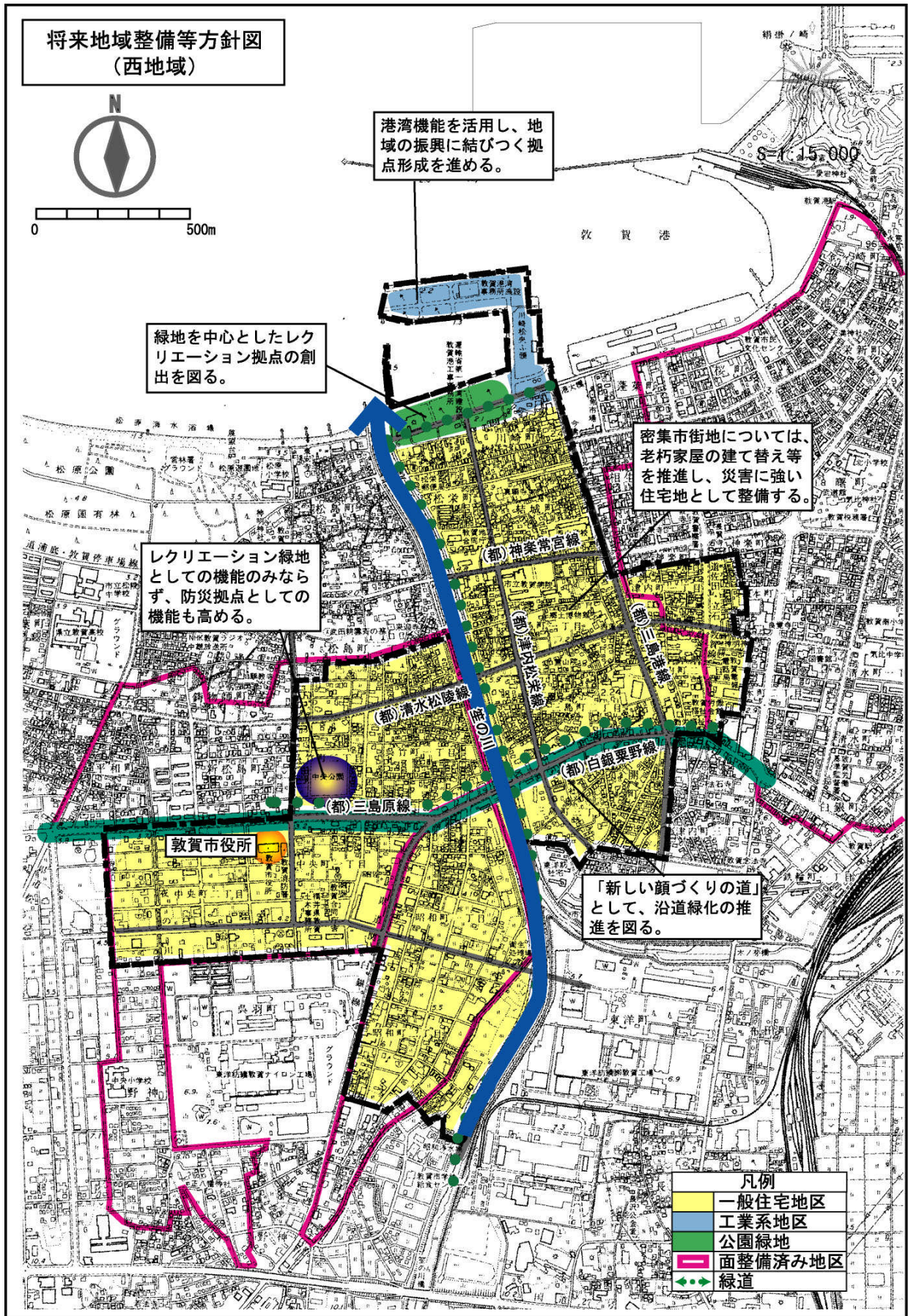
- 笙の川緑道、新しい顔づくりの道などの河川・道路の緑化や、松島中央公園、津内緑地等のレクリエーション緑地の保全・育成を図ります。

景観形成の方針

- 敦賀本港を中心としたポートサイド景観整備エリアをはじめ、笙の川周辺の河川景観や三島橋等の橋詰景観の整備に努め、魅力的な都市景観形成を図ります。

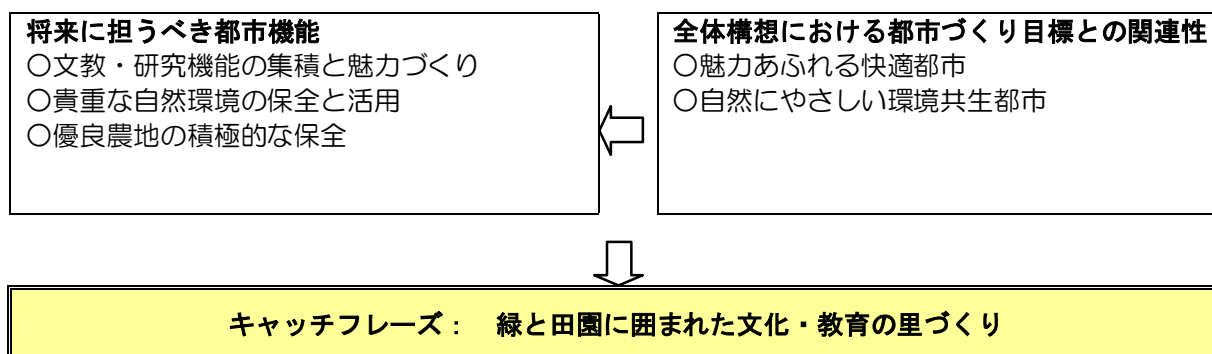
都市環境形成の方針

- 市役所周辺を防災拠点地区として位置づけ、市街地における防災機能の向上を図ります。
- 笙の川は、防災上重要な河川であり、今後、河川改修を含めた総合的な整備計画を検討します。
- 快適なベイフロント空間として敦賀本港周辺については、臨海環境の保全・整備に努めます。
- 密集市街地における、安心・安全のまちづくりを進めます。



4-6 松原地域

●地域別将来像



●将来地域構造

文教・研究機能集積エリア：

- ・高校・短大等の施設が多く立地するエリアで、市街地とのネットワークを念頭に置きながら、拠点性の強化を図ります。

快適住環境創出エリア：

- ・鯉の泳ぐ二夜の川など身近な生活環境の改善に努めます。また、市街地からこどもの国や総合運動公園等へ連絡する緑のネットワークを形成し、うるおいのある快適な住環境の創出を図ります。

工業集積ゾーン：

- ・大規模工場が立地しており、周辺環境に配慮しながら、工業集積ゾーンを形成します。

松原公園保全エリア：

- ・家族で憩えるようなレクリエーション機能の充実を図るとともに、観光資源としても着目し、今後、自然環境及び景観の積極的な保全を図ります。

農地保全ゾーン：

- ・周辺の田園景観の保全等、優良農地の保全に努めます。

森林環境保全ゾーン：

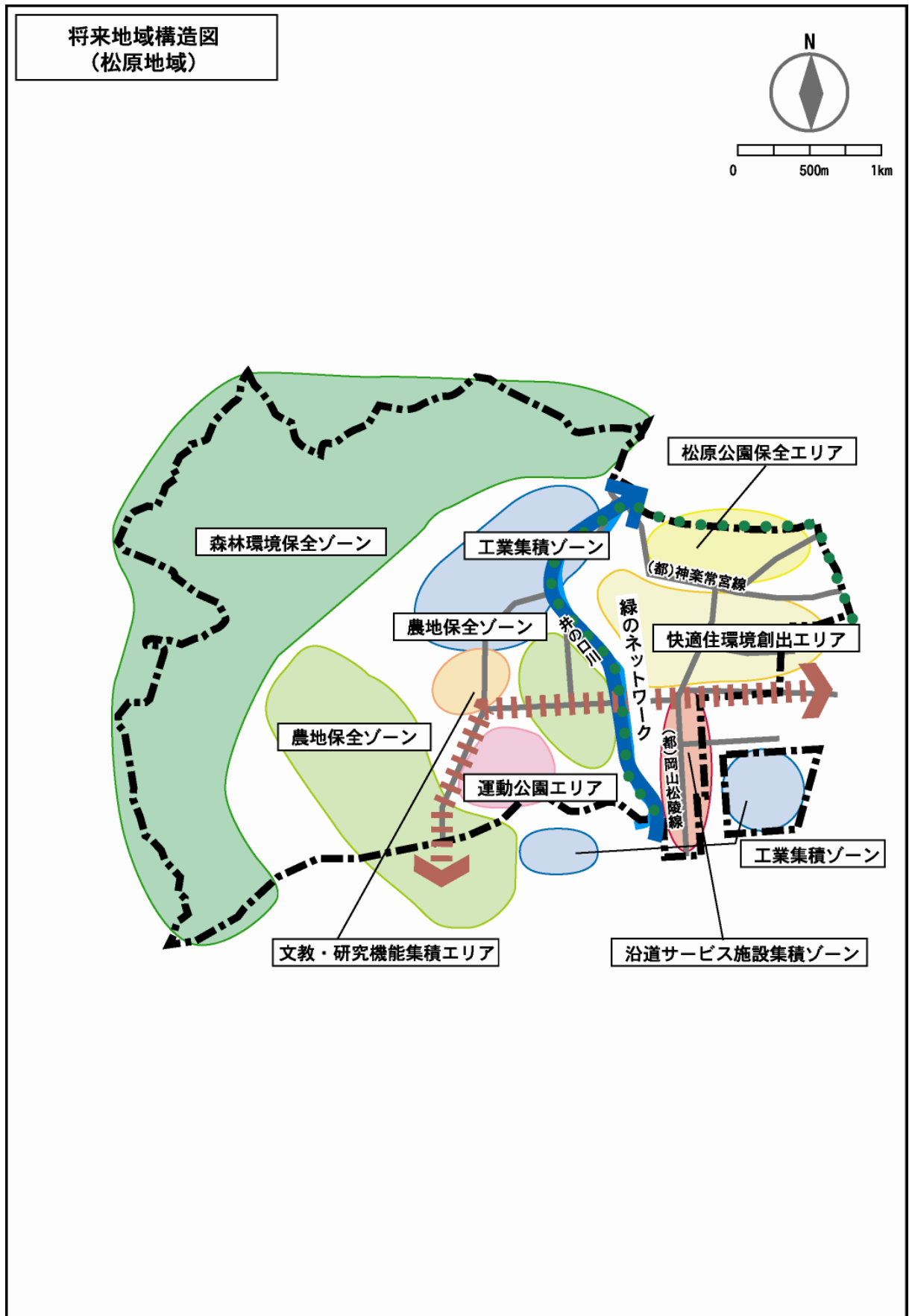
- ・都市の外郭を形成する森林は、四季折々の郷土景観を創出し、敦賀市の貴重な資産である。今後とも市街地背後の森林環境の保全を図ります。

沿道サービス施設集積ゾーン：

- ・(都)岡山松陵線の沿道については、沿道サービス型商業施設の立地が進んでおり、沿道景観の形成や住環境への配慮などについての規制誘導を行います。

運動公園エリア：

- ・文教・教育機能集積エリアとの融合を図るとともに、自然と親しみながら市民が憩う、うるおいの場の創出に努めます。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

住居系土地利用：

- ・(都)三島原線や(都)白銀栗野線(新しい顔づくりの道)の整備充実による中心市街地及び文教地区とのアクセスの向上や井の口川沿川等の緑化の推進により、利便性の高い快適な住宅環境整備を図ります。また、高齢者の居住に配慮した市営住宅の整備促進に努めます。

工業系土地利用：

- ・既存の大規模工場周辺の地区は工場周辺の緑地帯などにより、緩衝帯を設け、周辺環境に配慮した工業地として整備します。

商業系土地利用：

- ・(都)岡山松陵線の沿線は、既に商業・業務施設の立地が顕著に見られることから、適正な規制・誘導を図ります。

その他：

- ・運動公園や短大や高等学校、研究施設等が集積する文教地区の良好な環境を維持・保全するため、文教地区にふさわしい環境づくりを推進します。

〈非都市的土地利用〉

森林保全エリア：

- ・地域西部の森林地域の保全に努めます。

農地保全エリア：

- ・既存の良好な農地については、農地の荒廃を未然に防ぐための施策を検討し、優良農地の積極的な保全に努めます。

レクリエーション緑地地区：

- ・松原公園の保全・育成を図ります。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

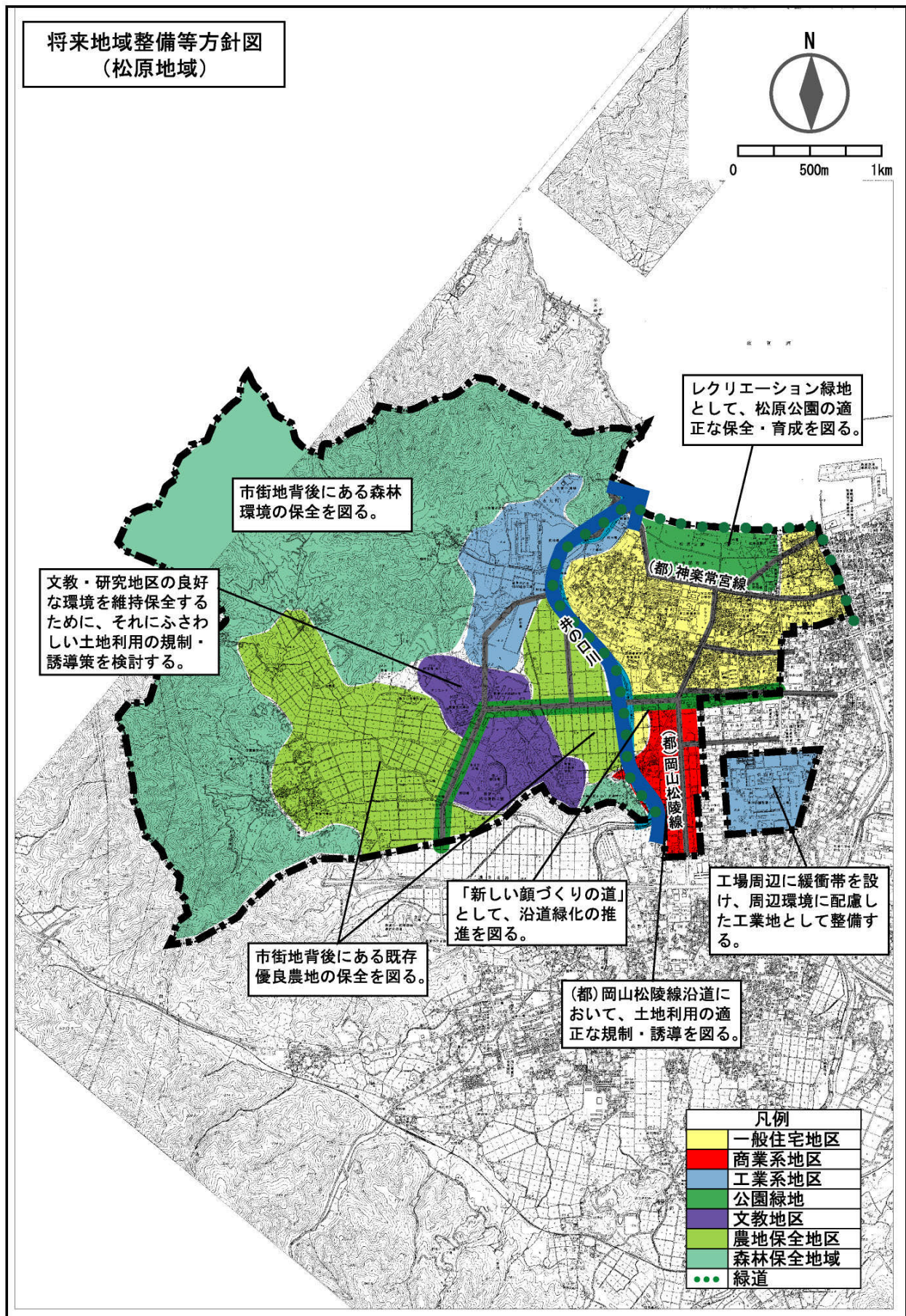
- 井の口川緑道、新しい顔づくりの道などの河川・道路の緑化を積極的に進めます。
- 総合運動公園、松原公園等のレクリエーション緑地の整備充実努めます。
- 木崎山の緑地等の保全・育成を図ります。

景観形成の方針

- 井の口川沿川景観の整備を図ります。
- 文教・研究機能集積エリアの良好な環境を維持、保全するために、それにふさわしい土地利用の規制・誘導等を検討します。

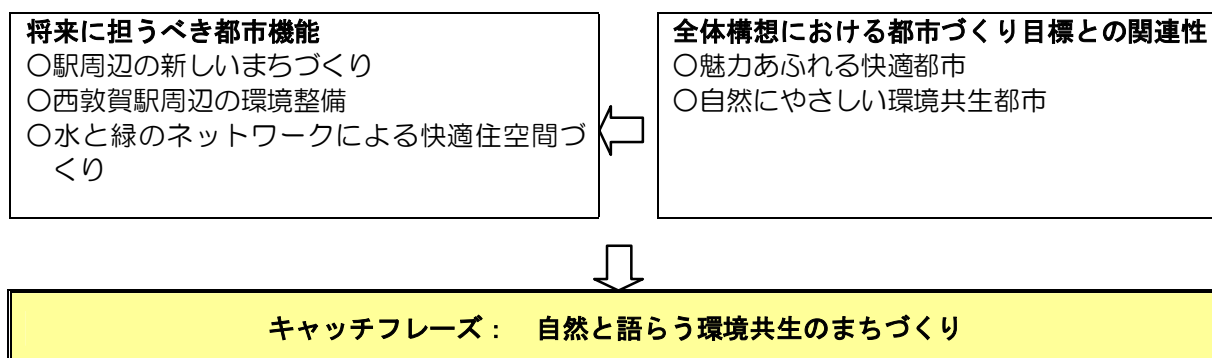
都市環境形成の方針

- 快適な海浜環境を維持・保全していくために、海岸侵食の防止、海洋汚染やゴミ投棄等に配慮した環境整備に努めます。



4-7 中郷地域

●地域別将来像



●将来地域構造

駅周辺地区新市街地形成ゾーン

- ・敦賀駅周辺の整備に伴い、都心軸の整備による交通ネットワークの確立と良好な沿道土地利用の形成を図ります。

新市街地形成エリア：

- ・土地区画整理事業で整備された良好な住宅地であり、緑化の推進などにより快適な居住空間を創出します。

健康・福祉エリア：

- ・温泉やその他の福祉施設を活用し、健康・福祉の拠点地区としての機能を高めます。

快適住環境創出エリア：

- ・土地区画整理事業により整備された良好な住宅地であり、笙の川の河川環境整備や、緑化の推進などにより、身近な歩行環境の改善を図り、快適な居住空間を創出します。

工業集積ゾーン：

- ・周辺環境や景観に配慮しながら、良好な工業集積ゾーンの形成を図ります。

レクリエーション緑地ゾーン：

- ・敦賀国際ゴルフ場等を利用し、レクリエーション系緑地の保全を図ります。

西敦賀駅周辺環境整備エリア：

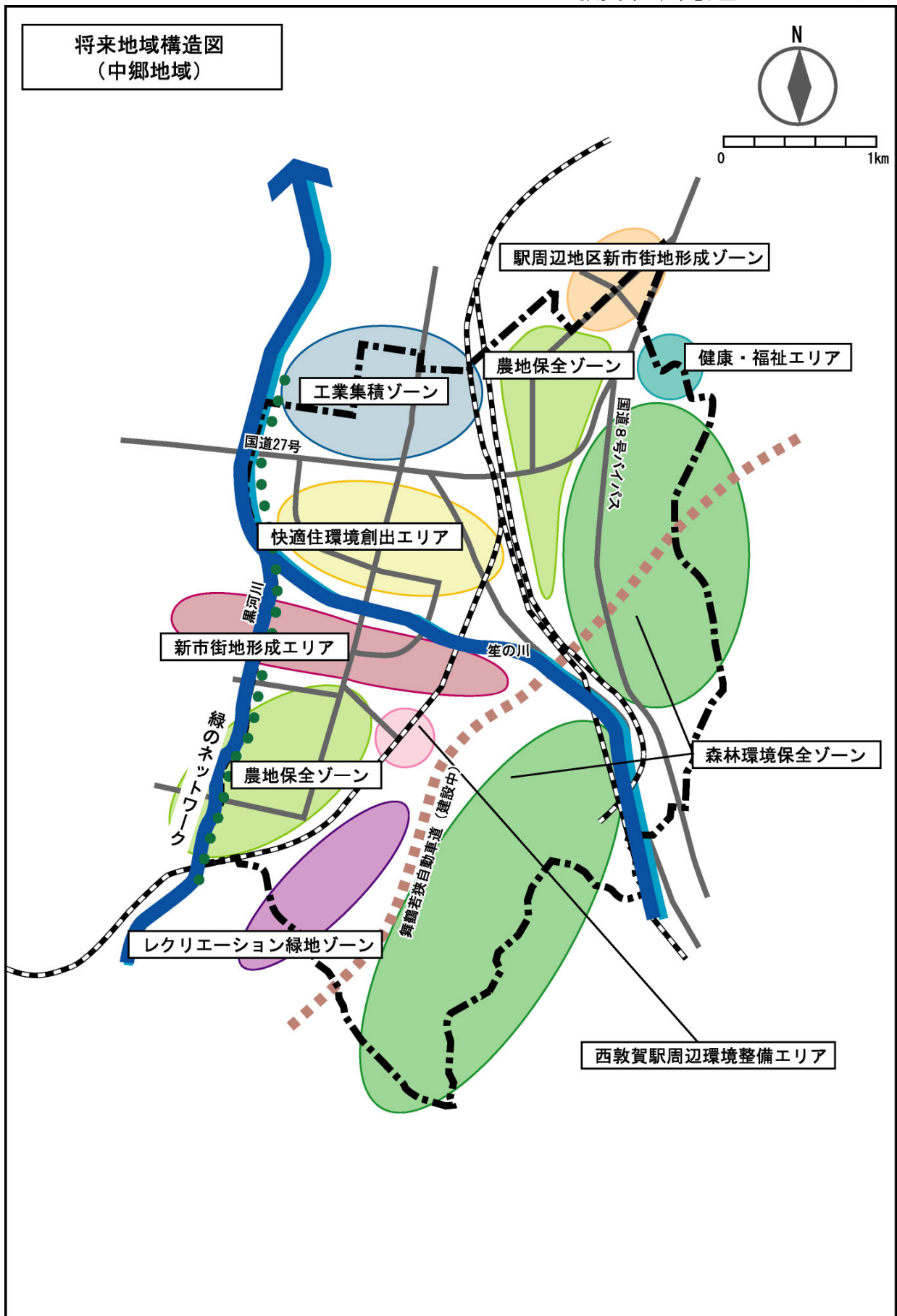
- ・西敦賀駅を中心とした駅前空間の整備により、利便性を高めます。

農地保全ゾーン：

- ・良好な農地の保全に努めます。

森林環境保全ゾーン：

- ・東側を覆う豊かな森林は環状緑地保全帯として位置づけられており、市街地の進展に歯止めをかける重要な緑地帯として、良好な森林環境の保全を図ります。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

住居系土地利用：

- ・古田刈地区については国道 27 号とのアクセスによる利便性の向上や地区内の緑化推進により、快適な住宅環境の整備を図ります。

商業系土地利用：

- ・幹線道路沿線における沿道サービス型商業施設の誘導立地を進めるとともに、広告規制や沿道緑化等により、魅力ある商業環境の創出に努めます。

工業系土地利用：

- ・住宅地への隣接や、一部住居系との混在が見られますが、周辺環境に配慮しながら、工業地としての良好な環境の維持に努めます。

〈非都市的土地利用〉

自然環境保全エリア：

- ・地域南東部の森林地域の保全を図ります。

農地保全エリア：

- ・山泉地区の農地保全に努めます。

レクリエーション環境保全エリア：

- ・レクリエーション緑地の保全に努めます。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

- 笙の川沿川の緑化を図ります。
- 地域南東に見られる森林地域の保全を図ります。

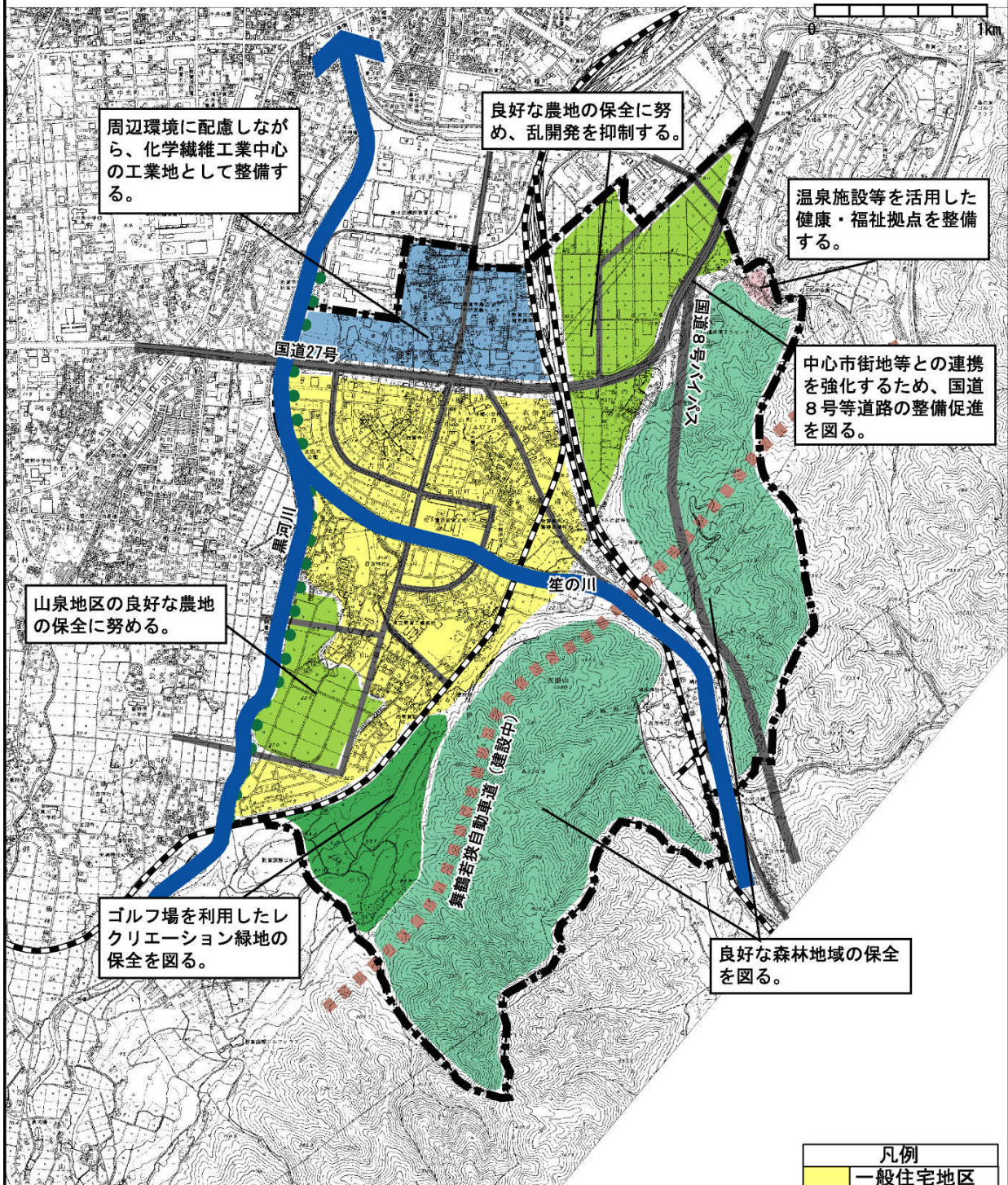
景観形成の方針

- 笙の川、黒河川周辺の河川景観の整備によるうるおいのある景観形成と西敦賀駅周辺地区の景観の整備による拠点的な景観づくりを図ります。

都市環境形成の方針

- 笙の川、黒河川の水質浄化のため、排水環境の改善を図るなど、清らかな清流を復活させる対策を行います。
- 敦賀駅の背後地については、都市環境改善地区とし、新幹線整備計画の具体化を契機として駅周辺の新たな整備計画との連携を図ります。
- 地域南東の森林地域の保全・育成に努めます。

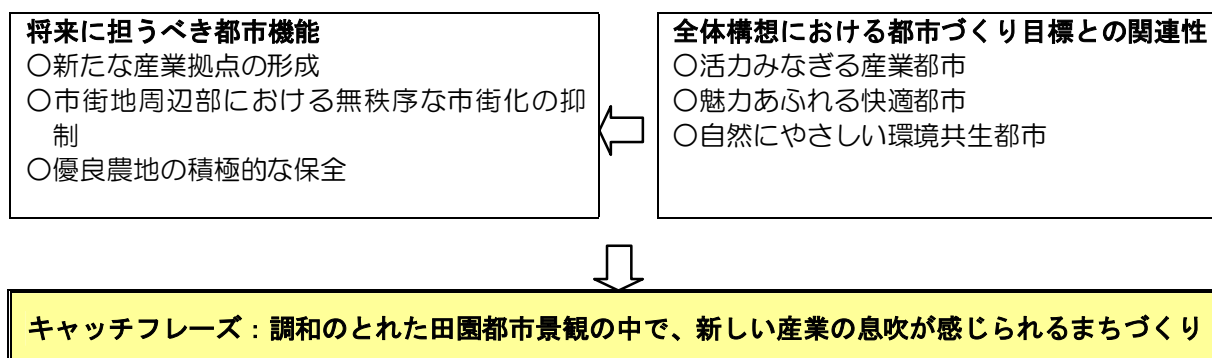
将来地域整備等方針図
(中郷地域)



凡例	
	一般住宅地区
	健康・福祉地区
	工業系地区
	公園緑地
	農地保全地区
	森林保全地域
	緑道

4-8 粟野地域

●地域別将来像



●将来地域構造

エネルギー研究施設エリア：

- ・エネルギー研究施設をはじめ、今後、周辺の自然環境との調和を念頭に置きながらエコビジネス関連施設の集積地区として、整備を検討します。

快適住環境創出エリア：

- ・住宅地に不足する公園や緑地の整備に努めるとともに、歩行環境の整備・改善を図ります。
- ・老朽化した市営住宅については、近年の住宅ニーズに対応した建て替えについて検討します。

粟野駅周辺環境整備エリア：

- ・粟野駅周辺については、駅前の広場整備や緑化の推進などにより、公共交通の拠点としての魅力づくりを進めます。

レクリエーション系緑地エリア：

- ・野坂いこいの森キャンプ場等の既存レクリエーション施設を活かしつつ、森林資源を有効に活用した機能の強化を促進します。

農地保全ゾーン：

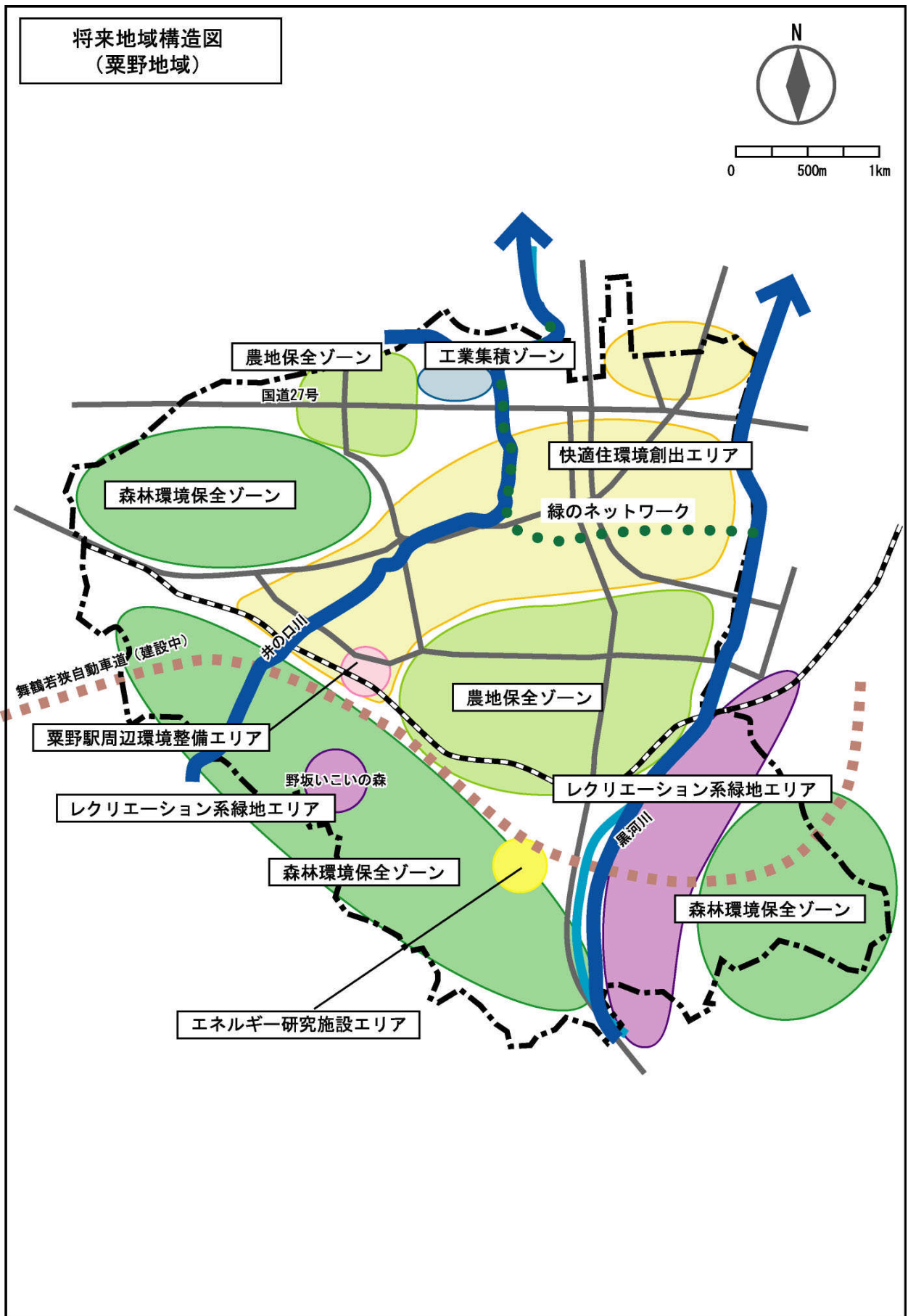
- ・良好な農地の保全に努めます。

森林環境保全ゾーン：

- ・豊かな森林は環状緑地保全帯として位置づけられており、良好な森林環境の保全を図ります。

工業集積ゾーン：

- ・新規誘致の拡大を図るなど、産業団地の充実を促進します。



●土地利用の方針

〈都市的土地利用〉

住居系土地利用：

- ・新興住宅地については、土地利用調整条例の運用により、適切な土地利用を図ります。
- ・和久野地区等については国道 27 号とのアクセスによる利便性の向上や助高川沿川の緑化により、快適な住宅環境の整備を図ります。

商業系土地利用：

- ・旧国道沿い等に展開される沿道商業地については、地域の魅力向上を考慮し、生活に密着した商業施設を適正に配置します。

工業系土地利用：

- ・北部に集積する工業地については、今後とも、工場周辺の緑化等、環境に配慮した工業地整備に努めます。

〈非都市的土地利用〉

エネルギー研究施設エリア：

- ・エネルギー研究施設周辺については、敦賀市の将来を担う産業の育成を基本とした新たな拠点として位置づけます。

農地保全エリア：

- ・市街地周辺に位置する優良農地については、積極的な保全に努めます。

自然環境保全エリア：

- ・地域南東部の森林地域の保全を図ります。

レクリエーション環境保全エリア：

- ・森林レクリエーション空間等の整備と環境の保全に努めます。

●環境等整備方針

都市緑地整備の方針

- 助高川、井の口川沿川を市民の身近な親水レクリエーション空間として位置づけ、市街地や運動公園とのネットワーク化などを進めます。
- 住宅地内の身近な公園や広場を整備し、地域コミュニケーションの場とします。

景観形成の方針

- 助高川、井の口川沿川の河川景観の整備に努めます。栗野駅の駅前空間の整備による拠点的な景観づくりに努めます。
- 旧国道沿線などの沿道商業地区は、広告規制や緑化を推進します。

都市環境形成の方針

- 井の口川の水質浄化のため、排水環境の改善を図るなど、清らかな清流を復活させる対策を行います。
- 優良農地環境の保全に努めます。
- 地域南東の森林地域の保全・育成に努めます。
- 舞鶴若狭自動車道における（仮称）敦賀南部 I.C の設置にむけて、まちづくりを進めています。

